

人事行政の運営等の状況について

平成 2 4 年

山 北 町

目 次

1	職員の任免及び職員数等に関する状況	1
	(1) 職員数の状況	1
	(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	1
	(3) 年齢別職員数の状況	2
	(4) 職員数の推移	2
	(5) 採用者の状況	3
	(6) 昇任制度の概要と級別実施状況	4
	(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況	4
	(8) 退職者の状況	5
	(9) 再任用の状況	5
	(10) 外郭団体等への管理職の再就職の状況	5
	(11) 身体障害者及び知的障害者の任用状況	5
2	職員の給与の状況	6
	(1) 人件費の状況	6
	(2) 職員給与費の状況	6
	(3) ラスパイレス指数の状況	7
	(4) 一般行政職員給料表の状況	7
	(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	8
	(6) 職員の初任給の状況	8
	(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	8
	(8) 一般行政職の級別職員数の状況	9
	(9) 昇給の実施状況	10
	(10) 高齢層職員の昇給停止制度の概要	10
	(11) 職員の手当の状況	10
	(12) 特別職の報酬等の状況	12
	(13) 旅費の概要	12
	(14) 公営企業職員の状況	13
3	勤務時間その他の勤務条件	14
	(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要	14
	(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況	14
	(3) 特別休暇の概要と取得状況	14
	(4) 介護休暇の概要と取得状況	17

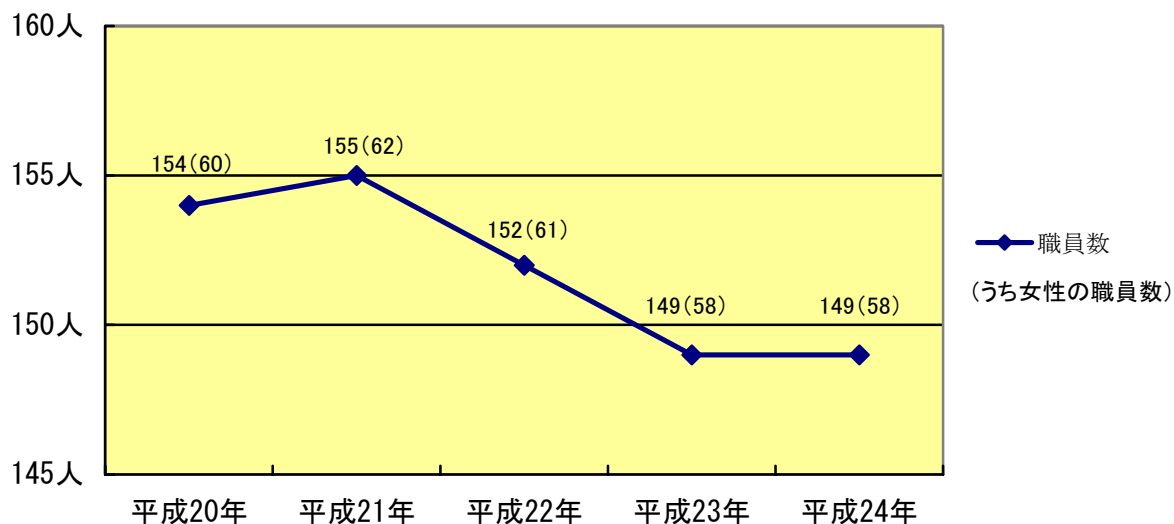
(5) 病気休暇の概要と取得状況	17
(6) 職員の育児休業の概要と取得状況	17
(7) 安全衛生管理体制の整備状況	18
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	19
5 職員のサービスの状況	20
(1) サービスに関する基本原則の概要	20
(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況	20
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況	20
(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況	21
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	21
(1) 人材育成基本方針の概要	21
(2) 研修方針と実施状況	22
(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要	24
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	25
(1) 共済組合の概要	25
(2) 公務災害補償の概要と実施状況	26
(3) 職員の健康診断等の概要	26
(4) その他厚生制度の概要	26
8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）	27
(1) 苦情処理制度の概要	27
(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	27
(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	27

山北町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の状況

(各年4月1日現在)



(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	平成23年度中に11名の職員が退職しましたが、11名の採用を行いました。	
		総務	41	38		3
		税務	7	8		△1
		民生	25	25		
		衛生	13	14		△1
		農林水産	9	9		
		商工	4	4		
		土木	9	9		
	計	110	109	1		
	教育部門	27	28	△1		
	小計	27	28			
公会営計企業門等	水道	4	4			
	下水道	2	2			
	その他	6	6			
	小計	12	12			
合計		149	149			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 企業等会計部門のその他とは、国民健康保険、介護保険の職員です。

(3) 年齢別職員数の状況

①年齢別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

年齢	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	計
人数	0人	40人	29人	23人	57人	0人	149

②全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

	平成24年	平成23年
平均年齢	41.8歳	42.2歳

(注) 職種別の平均年齢は「2(5)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況」に記載しています。

(4) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	112	111	112	111	109	110	△2 (△1.8)
特別行政	30	30	30	29	28	27	△3 (△10.0)
公営企業等 会計計	13	13	13	12	12	12	△1 (△7.7)
合計	155	154	155	152	149	149	△6 (△3.9)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(5) 採用者の状況

①職種別・採用方法別職員数

一般行政職、保育士、幼稚園教諭などの試験による採用を行っています。

1次試験は筆記試験及び作文、2次試験は個人面接を主な内容としています。

(単位：人)

	平成23年度			平成22年度		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	6 (3)	—	6 (3)	7 (2)	—	7 (2)
技能労務職	—	—	—	—	—	—
計	6 (3)	—	6 (3)	7 (2)	—	7 (2)

(注) 1 ()内は、女性の採用者数であり、内数です。

2 臨時・非常勤職員は含みません。

②採用試験の実施状況

(単位：人)

年 度	職種区分	受験者	1次試験合格者	最終合格者	倍率
平成23年度	一般行政職	157 (40)	100 (27)	6 (3)	26 (13)
	技能労務職	— ()	— ()	— ()	— ()
	計	157 (40)	100 (27)	6 (3)	26 (13)
平成22年度	一般行政職	111 (25)	55 (11)	4 (2)	28 (13)
	技能労務職	— ()	— ()	— ()	— ()
	計	111 (25)	55 (11)	4 (2)	28 (13)

(注) 1 平成23年度は平成24年度採用職員の実験です。

2 ()内は、女性の該当者数であり、内数です。

(6) 昇任制度の概要と級別実施状況

各級において、次の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

級	職名	昇任基準	昇任職員数	
			平成 23年度	平成 22年度
2	主事・技師・保育士、教諭・保健師・看護師・栄養士	1級在職2年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	5 (3)	6 (1)
3	主任主事・主任技師・主任保育士・主任教諭・主任保健師・主任看護師・主任栄養士	2級在職5年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	3 (2)	3 (1)
4	主査	3級在職4年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	2 (2)	5 (1)
5	副主幹・副技幹	高度な知識経験を有し、かつ、勤務成績が良好なもの	5 (2)	1 (0)
6	専任主幹・主幹・技幹	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	5 (0)	3 (0)
7	課長・担当課長	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	0 (0)	3 (0)
8	参事	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	0 (0)	3 (0)
計			20 (9)	24 (3)

(注) () 内は、女性の昇任職員数であり、内数です。

(7) 転任(人事異動)制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

(単位：人)

	参事級	課長級	主幹級	その他	合計
平成23年度	0	2	6	30	38
平成22年度	0	3	7	17	27

(8) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合

勸奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職する場合

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職等

事由別退職者の数

(単位：人)

	定年	勸奨	自己都合	その他	計
一般行政職	2 (1)	3 (1)	5 (2)	0 (0)	10 (4)
うち管理職	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)
技能労務職	1 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (4)
うち管理職	—	—	—	—	—
計	3 (4)	3 (1)	5 (3)	0 (0)	11 (8)
うち管理職	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)

(注) () 内は、平成22年度の状況です。

(9) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

山北町では、平成22年度、23年度ともに採用実績はありませんでした。

(10) 外郭団体等への管理職の再就職の状況 (平成23年度)

(単位：人)

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当する者を除く)	営利企業 (他の項目に該当する者を除く)
再就職者数	0	0	0	0	0

(注) 1 平成22年度中に退職し、平成23年度中に再就職した職員数です。

2 外郭団体とは、住宅供給公社、土地開発公社、道路公社、山北町が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

3 自己都合退職、分限・懲戒免職等による退職者を除きます。

(11) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

法定雇用率	2.1%	平成23年度	2.81%	平成22年度	2.75%
-------	------	--------	-------	--------	-------

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成 23 年度	人 11,767	千円 5,218,618	千円 127,870	千円 1,297,641	% 24.9
平成 22 年度	人 11,990	千円 5,409,158	千円 154,286	千円 1,240,951	% 23.0

(注) 普通会計とは、水道事業会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

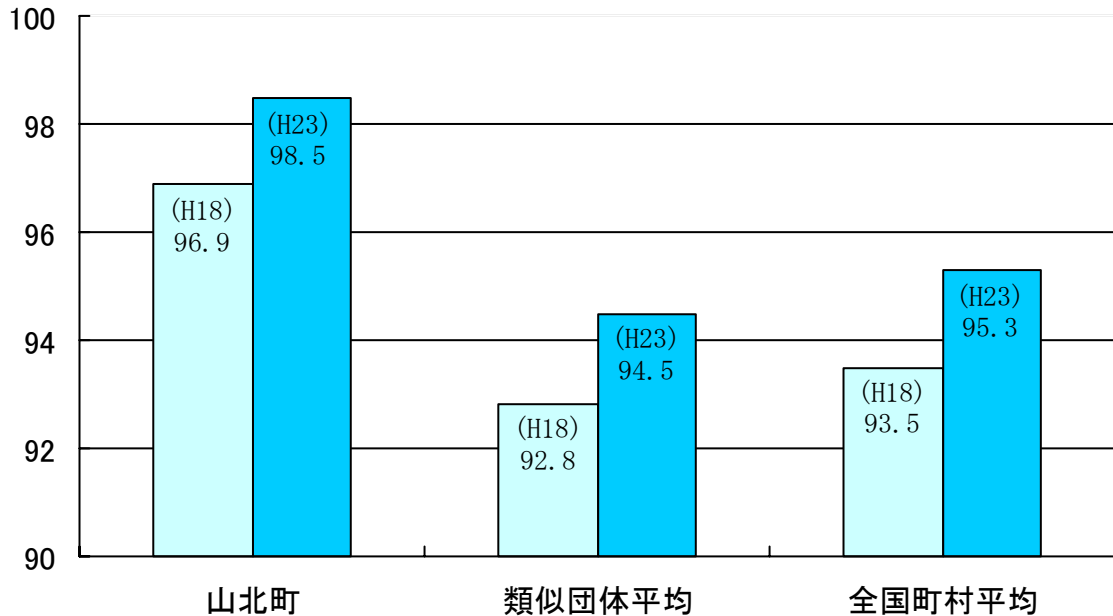
職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 24 年度	人 137	千円 505,553	千円 85,964	千円 180,777	千円 772,294	千円 5,637
平成 23 年度	人 137	千円 511,502	千円 94,548	千円 183,499	千円 789,549	千円 5,763

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数及び給与費は、各当初予算に計上された人数及び額です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 ラスパイレス指数の算出方法：山北町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、山北町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに山北町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。
- 4 地域手当補正後のラスパイレス指数は、102.9です。

(4) 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成24年4月1日 現在	平均給料月額	310,915 円	280,940 円
	平均給与月額	341,606 円	314,354 円
	平均年齢	41.3 歳	56.7 歳
平成23年4月1日 現在	平均給料月額	313,531 円	270,160 円
	平均給与月額	346,090 円	289,890 円
	平均年齢	41.5 歳	57.3 歳

(注) 1 平均給料月額は、平成24年4月における職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

2 平均給与月額は、平成24年4月における給料等と職員手当（期末手当・勤勉手当・退職手当を除く）の合計額を職員数で除したものです。

(6) 職員の初任給の状況

区 分		平成24年4月1日	平成23年4月1日
一般行政職	大学卒	173,900 円	173,900 円
	高大卒	145,900 円	145,900 円
技能労務職	高大卒	133,100 円	133,100 円
	中校卒	121,600 円	121,600 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	252,200 円 (252,200)	303,800 円 (303,800)	357,000 円 (357,000)
	高校卒	214,600 円 (214,600)	270,200 円 (270,200)	312,100 円 (312,100)
技能労務職	高校卒	円 ()	円 ()	円 ()
	中学卒	178,500 円 (178,500)	218,900 円 (218,900)	247,200 円 (247,200)

(注) 1 () 内は平成23年4月1日現在の状況です。

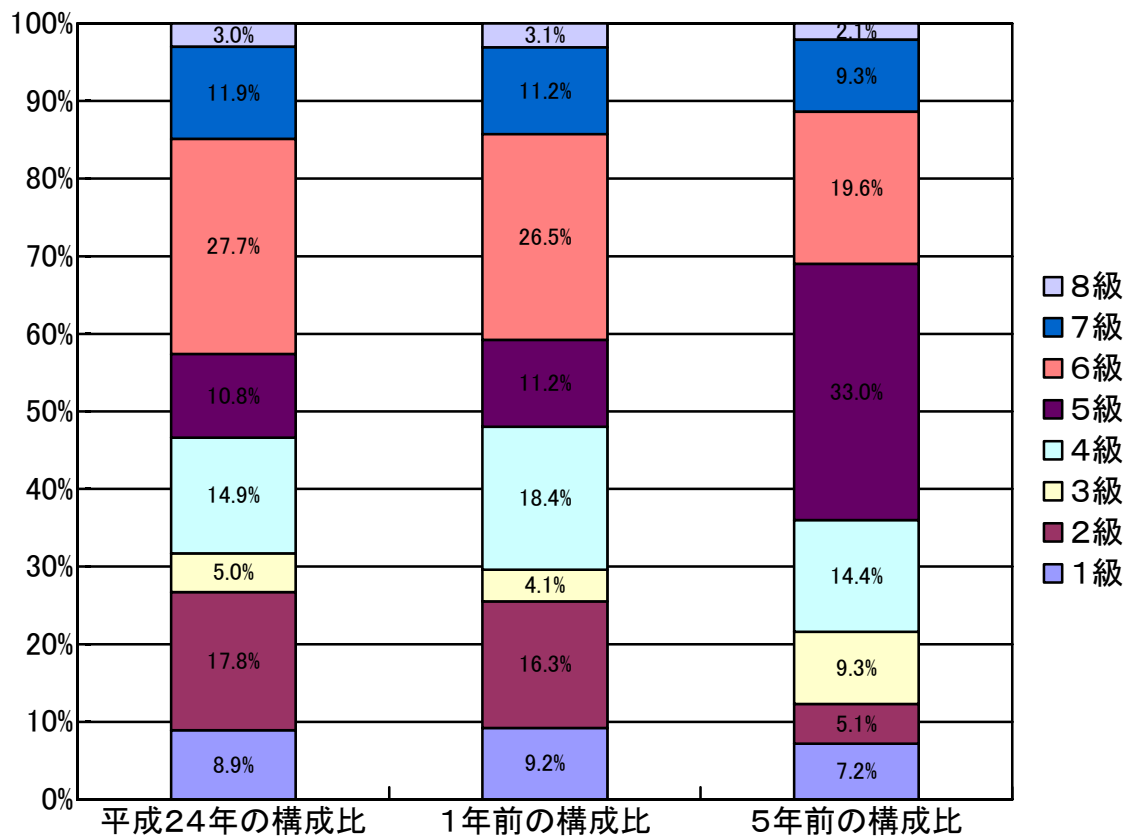
2 経験年数とは、職員として採用された、採用後の年数をいいます。

3 該当する職員がない場合は、空欄となっています。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	平成24年4月1日現在		平成23年4月1日現在	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補、技師補	9	8.9	9	9.2
2級	主事、技師	18	17.8	16	16.3
3級	主任主事 主任技師	5	5.0	4	4.1
4級	主査	15	14.9	18	18.4
5級	副主幹、副技幹	11	10.8	11	11.2
6級	専任主幹、主幹 技幹	28	27.7	26	26.5
7級	課長・担当課長	12	11.9	11	11.2
8級	参事	3	3.0	3	3.1
計		101	100.0	98	100.0

- (注) 1 山北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 昇給の実施状況

職員の昇給は、原則として毎年1月1日を昇給日として、昇給日前12月の間良好な成績で勤務したときは規則で定められた範囲で昇給させることができます。これを普通昇給といいます。平成23年度は127人が普通昇給しました（平成22年度は131人）。

(10) 高齢層職員の昇給停止制度の概要

高齢層職員の昇給停止制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給停止する制度です。

職 種	昇給停止年齢	該当職員数	
		平成23年度	平成22年度
一般行政職	昇給停止：57歳以上	15人	11人
技能労務職	昇給停止：60歳以上	1人	3人

(11) 職員の手当の状況（平成24年4月1日現在）

職員は、以下の手当が支給されます。

【毎月決まって支給されるもの】

手当の名称	内 容	
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の4.1%	
扶養手当	○配偶者	13,000円
	○配偶者以外の扶養親族	1人につき 6,500円
	○配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
	○特定扶養の期間にある子 1人に対する加算額	5,000円
住居手当	○自己所有住宅住居者 (新築または購入後5年間)	3,000円 5,000円)
	○賃貸住宅住居者	限度額 27,000円
通勤手当	○交通機関利用者 運賃相当額を支給	限度額 55,000円
	○交通用具使用者 片道2km以上から支給	2,000円～
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の6～12%を支給	

【勤務した実績に応じて支給されるもの】

手当の名称	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給（管理職を除く）
特殊勤務手当	危険、困難、健康によくない業務などに従事したときに支給 （動物死体処理手当、有害毒薬物取扱手当 等）
日直手当	日直勤務に従事したときに支給 （1回につき 6,000 円）
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要により正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給（9,000 円～11,000 円）

【その他】

手当の名称	内 容		
期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当（年間 3.95 月分）		
退職手当		自 己 都 合	定 年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
支給率は、県内の 3 市、13 町、1 村、7 一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。			

(12) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	町 長	538,300 円 (769,000 円)
	副町長	630,000 円
報酬	議 長	356,000 円
	副議長	279,000 円
	議 員	255,000 円
期末手当	町 長 副町長	(平成23年度支給割合) 3.90 月分
	議 長 副議長 議 員	(平成23年度支給割合) 4.15 月分
退職手当	町 長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 769,000×在職月数×0.375 13,842,000 任期毎 630,000×在職月数×0.250 7,560,000 任期毎
	備 考	

- (注) 1 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。
- 2 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 3 副町長の期末手当については、算出された額から15%を減額して支給しています。
- 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(13) 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。

その支給内容の概要は次のとおりです。

鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給しています。
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています。
食事料	船賃若しくは航空費のほかに、別に食費を要する場合に限り、支給しています。
支度料	外国へのお出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。

(14) 公営企業職員の状況

公営企業職員とは、水道、下水道等の公営企業に係る職員のうち、地方公営企業法の職員の身分取扱の規定が適用される職員を指します。山北町では水道事業の職員が該当します。

水道事業

①職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成 23 年度	千円 149,354	14,464	千円 33,256	% 22.3
平成 22 年度	千円 160,088	9,071	千円 31,543	% 19.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 24 年度	人 4	千円 15,714	千円 2,309	千円 5,708	千円 23,731	千円 5,933
平成 23 年度	人 4	千円 16,579	千円 2,937	千円 6,183	千円 25,699	千円 6,425

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（各年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成 24 年度	326,050	363,383	42.8歳
平成 23 年度	344,252	383,983	45.5歳

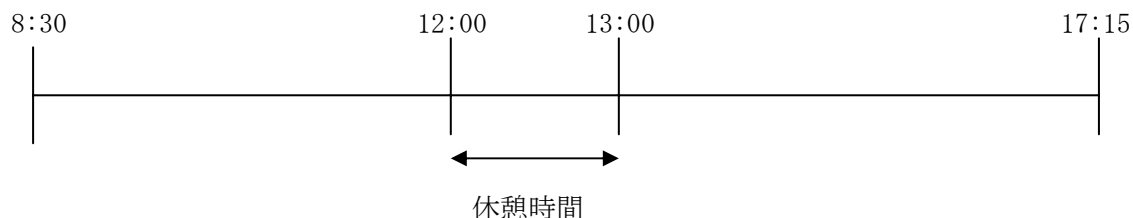
③職員の手当の状況

2 (11) 職員の手当の状況に記載されている各表と同様です。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

職員の勤務時間は8時30分から17時15分までの間で、休憩時間を除いた1日7時間45分、週38時間45分です。休憩時間は1時間となります。(平成24年4月1日現在)



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日)

(単位：日)

平成23年の平均取得日数	平成22年の平均取得日数
7.5	7.2

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

内 容	期 間	取得者数 (人)	
		平成23年度	平成22年度
(1)職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	0	0
(2)職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	0	0
(3)職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	0	0
(4)職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、次に掲げるもののうち町長が認めるとき。	一の年において5日の範囲内の期間	1	0

<p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町が認めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>			
(5)職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する7日の範囲内の期間	6	1
(6)7週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の予定日までの申し出た期間	2	3
(7)女子職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	2	3
(8)生後1年に達しない生児を育てる女子職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	0	0
(9)小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	0	2
(10)要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	0	0
(11)職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻が入院する等の日から当該出産の日後2週間以内において3日の範囲内の期間	1	4
(12)職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地におもむく場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間	1 1	1 1
(13)職員が父母の追悼のため特別な行事(父母の死亡後15年以内に限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間	0	0

(14)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	143	149
(15)地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	原則として7日の範囲内の期間	0	0
(16)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	0	4
(17)地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	0	0
(18)女子職員が生理日において勤務が著しく困難であり、勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内で認められる期間	0	0
(19)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療等に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間	0	0
(20)妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠7月末までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、分娩後1年まではその間に1回、その都度必要と認められる時間	0	0

別表

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、葬具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、葬具等の承継を受ける場合にあつては、7日）

父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日
配偶者のおじ又はおば	1日

（４）介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者数（人）	
	平成23年度	平成22年度
介護休暇	0（0）	0（0）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

（５）病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数（人）	
	平成23年度	平成22年度
病気休暇	3	6

（６）職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数（人）	
	平成23年度	平成22年度
育児休業	4（4）	5（5）
部分休業	0（0）	0（0）

（注）1 （ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

組織等	説明	平成24年		平成23年	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	8	8	8	8
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	1	1	1	1
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	1	1	1	1
安全委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	0	0	0	0

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者

(単位：人)

処分事由	平成23年度				平成22年度			
	降任	降任	休職	降給	降給	降任	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0			0	0		
心身の故障の場合	0	0	1		0	0	0	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0	0		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0	0		
刑事事件に関し起訴された場合			0				0	
計	0	0	1	0	0	0	0	0

②懲戒処分者

(単位：人)

平成23年度				平成22年度			
免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	承認者数（人）	
	平成23年度	平成22年度
研修・講習を受ける場合	0	0
人間ドック受診	63	67
消防団等の公益活動に参加するための休暇	8	7
疾病による営業禁止	0	0

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数（件）	
	平成23年度	平成22年度
国勢調査指導員事務	0	8
その他	0	0
計	0	8

(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。

（無給休職扱いとなります。）

平成22年度、平成23年度とも許可した事例はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

国の三位一体改革や個性ある行政運営による行政間の戦略競争により、かつてない厳しい行財政運営を余儀なくされている状況にあり、この厳しい状況を乗り越え、自立した行財政運営を確立するには、魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

このためには、有能な職員の育成を図り、個性豊かな魅力あるまちづくりの推進と町民サービスの向上を図る必要があり、「優秀な組織と人材を育成するための指針」として山北町人材育成基本方針を策定しました。

○求められる職員像

- ① 山北町の職員として使命と責任を自覚し、働くことに誇りと喜びを持つ職員
- ② 仕事への情熱と柔軟な思考力を持ち、活力ある職場づくりのために事務・事業の改善に取り組む職員
- ③ 専門的な知識を持ち、常に誠意ある態度で職務を遂行し、町民から信頼される職員
- ④ 広い視野と創造力、行動力を持ち、町民の立場に立って考え、町民とともにまちづくりを進める職員
- ⑤ 人権尊重の精神を貫き、人権を擁護することのできる人間性豊かな職員

○個性ある人材の育成

- ① 役場と仕事を変革できる職員
- ② 得意とする分野を持つ職員
- ③ 哲学・ポリシーを持つ職員
- ④ 政策を企画・立案し、実行できる職員

(2) 研修方針と実施状況

①研修方針

研修は、従事する人の成長度による階層別研修、行われる業務の種類による業務別研修、組織活動による目的別研修の3つに大きく分けられ、職員が現在、就いている職又は将来就くことが予測される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させるとともに、その他その遂行に必要な能力、資質等を向上させる目的で実施し、実施にあたっては、(財)神奈川縣市町村振興協会市町村研修センター、県西地域広域市町村圏協議会職員共同研修分科会及び西部広域行政協議会などが行う研修に、積極的に参加させ、事務能力の向上と実力発揮のための研修を行っています。

②実施状況 (平成23年度)

【階層別研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
新採用職員共同研修 (広域市町村圏・研修センター)	新採用職員 5人	4月・10月 6日間
プレゼンテーション研修 (西部広域行政)	主事の職員 13人	5月 2日間
地方自治の現状と法 (研修センター)	主査級の職員 2人	7月 3日間
マネジメント研修 (研修センター)	課長 1人	7月 2日間
民法共同研修 (西部広域行政)	主事・主任主事の職員 4人	8月 2日間
行政法研修 (西部広域行政)	主査の職員 5人	8月 1日間
コーチング研修 (研修センター)	主幹級の職員 8人	10月 2日間

【専門研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
法制執務研修 (研修センター)	応募職員 1人	5月 3日間

企画力開発研修 (研修センター)	応募職員 1人	6月 2日間
情報研修(アクセス・ワード・ アクセス・パワーポイント) (研修センター)	応募職員 6人	6月 2日間 12月 2日間
用地担当職員研修 (研修センター)	応募職員 3名	7月 2日間
税務職員(市町村税)研修 (研修センター)	応募職員 2人	8月 3日間
財務事務研修 (研修センター)	応募職員 1人	9月 1日間
統計概論研修 (研修センター)	応募職員 1人	9月 1日間
タイムマネジメント研修 (研修センター)	応募職員 1人	11月 1日間
簿記研修 (研修センター)	応募職員 2人	12月 3日間
メンタルヘルス研修 (研修センター)	応募職員 2名	1月 1日間
自治セミナー研修 (研修センター)	応募職員 2講座 計4人	1日間
技術講習会 (都市整備技術センター・県土整備局)	応募職員 3講習会 計3人	1日間

【目的別研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
職員人権研修 (町事業)	全職員対象 106人	8月

(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要

職員の能力・成果を重視し、公正で納得性の高い人事評価制度を現在試行実施しています。将来はその結果を人事異動、昇任、昇給等に反映していきます。

【評価内容】

○能力・意欲評価

- ① これからは職員一人ひとりが、目標、方針や考え方を明確にし、相手を説得あるいは納得させる力が重要になってくる。そのためには、まず自分の存在を「見える」ようにしているかどうかを評価。
- ② 能力をもっているかどうかではなく、どのように行動しているかを評価。
- ③ 新しい事態や困難な環境の中で、いかに積極的に行動しているかを評価。

○成果評価

当該年度において取り組む課題目標・人材育成目標を設定し、その達成度を成果として評価。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

山北町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合（ホームページアドレスは <http://www.kanagawa-kyosai.jp/>）に加入します。

（幼稚園教諭等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

①短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

②長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金には、基礎年金（国民年金に相当）と共済年金（民間サラリーマンの厚生年金、企業年金に相当するもの）があります。

○ 共済年金

退職共済年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給（支給開始年齢の特例あり）
障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害一時金	軽度の障害の状態退職したときに支給
遺族共済年金	組合員が死亡したときに支給

○ 基礎年金

老齢基礎年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡し、18歳未満の子を有している場合に支給

③福祉事業

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
宿泊事業	あり
貯金事業	給料天引きにより積立
貸付事業	普通貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイの代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける、など

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		平成23年度		平成22年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	0	0	1	0
	補償件数	0	0	1	0
公務上の災害	新規認定件数	0	0	0	0
	補償件数	0	0	0	0

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

（４）その他厚生制度の概要

町には職員相互の親睦及び資質の向上を図ることを目的とした、職員等で組織された「山北町職員親和会」があり、会員の会費、町からの補助金により運営しています。

8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

（1）苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

（2）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

（平成23年度）

（単位：件）

年度当初 係属件数	新規要求 件数	処理件数					年度末 係属件数
		要求認容	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（3）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

（平成23年度）

（単位：件）

年度当初 係属件数	新規申立 件数	処理件数					年度末 係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0